

岩見沢市障がい福祉計画（第6期）
岩見沢市障がい児福祉計画（第2期）

（令和3年度～令和5年度）

岩見沢市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本理念	1
2 基本的方針	2
第2章 障がいのある方に対するサービス支援	4
1 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系	4
2 障害福祉サービスの概要	5
3 障害児通所支援の概要	7
4 地域生活支援事業の概要	8
第3章 第5期計画等の進捗状況と課題	9
1 第5期計画等の概要	9
2 目標値の達成状況と課題	9
3 障害福祉サービスの見込量と実績	12
4 障害児通所支援の見込量と実績	15
5 地域生活支援事業の見込量と実績	16
第4章 障がい福祉の課題	18
1 アンケート調査の概要	18
2 アンケート調査の結果	19
3 障がい福祉の課題	35
第5章 第6期計画等の基本目標と見込量	38
1 基本目標設定の考え方	38
2 障害福祉サービスの見込量	43
3 障害児通所支援の見込量	46
4 地域生活支援事業の見込量	47

用語の解説について

巻末に用語の解説がある語句については、語句の後に*を記載していますので、ご参照ください。

第1章 基本的な考え方

1 基本理念

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して市町村が3年ごとに定めるものです。障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して市町村が3年ごとに定めるものです。この2つの計画は、それぞれ法律の定めるところにより、一体のものとして作成することができるかとされています。

これに基づき、本市では2つの計画を一体のものとして「岩見沢市障がい福祉計画（第6期）・岩見沢市障がい児福祉計画（第2期）」（令和3～5年度）の計画策定を進めています。

「岩見沢市障がい福祉計画（第6期）・岩見沢市障がい児福祉計画（第2期）」は、国の定める基本指針に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めるものです。

国が示す本計画の基本理念は以下の7点です。

- (1) 障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組み
- (5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がいのある方の社会参加を支える取組み

上記に示した国の基本理念を本計画においても踏襲します。

2 基本的方針

本計画では、基本理念の実現に向け、国の施策の方向性や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和2年厚生労働省告示第213号)」を勘案し、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況と課題を踏まえ、次の10の施策の方向性を掲げます。

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

地域生活支援拠点*等の機能の充実を進めるとともに、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるような体制確保に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築を一層推進し、精神障がいのある方が精神病院から退院して地域生活の定着に向けた支援を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組みを一層促進させるとともに、就労定着支援事業の利用促進を図り、障がいのある方が安心して働き続けられる環境整備を進めます。

(4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組み

引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に努めます。

(5) 発達障がいのある方への支援の一層の充実

発達障がいのある方に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がいのある方の家族等に対する支援体制の充実を図るとともに、発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に努めます。

(6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

引き続き重症心身障がいのある子ども・医療的ケア*が必要な子どもへの支援を推進するとともに、保育、保健医療、教育の関係と連携し、障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築に努めます。

(7) 相談支援体制の充実・強化

更なる相談支援体制の充実・強化等を推進し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組みを着実に進めていきます。

(8) 障がいのある方の社会参加を支える取組み

関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組みを推進し、文化芸術活動を通じて障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加を図ります。

(9) 障害福祉サービス等の質の向上

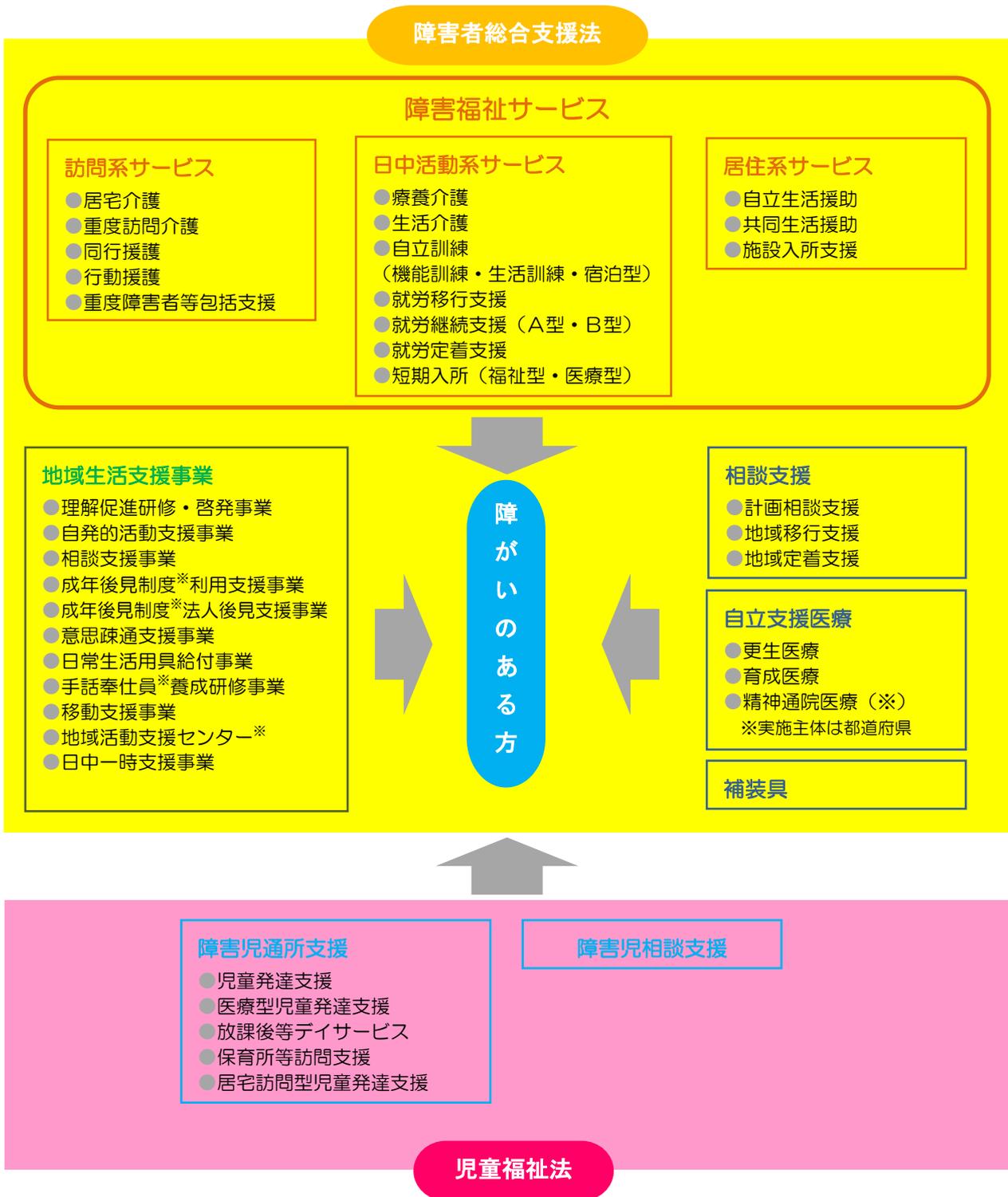
障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であることから、質の向上に向けた体制構築に努めます。

(10) 障害福祉人材の確保

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組んでいきます。

第2章 障がいのある方に対するサービス支援

1 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系



2 障害福祉サービスの概要

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動を補助します。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚に障がいのある方に対し、外出時において介助をします。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、各種障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの概要
療養介護	医療の必要な障がいがあり常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方等が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (宿泊型)	知的障がい又は精神障がいのある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。
就労移行支援	一般就労に向けた知識や能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援等を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な方に対し、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般就労が困難な方に対し、就労する機会を提供するとともに、能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある方が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅等への訪問により必要な連絡調整や指導、助言等を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	家で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できます。

(3) 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい又は精神障がいのある方について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の援助をします。入浴や排せつ、食事の介護サービスを当該事業所が提供する「介護サービス包括型」と、介護サービスを外部に委託する「外部サービス利用型」、重度の障がいのある方に対して常時の支援体制を確保する「日中サービス支援型」に分けられます。
施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

(4) 相談支援

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービス等の支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。また支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方などを対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保等を行います。
地域定着支援	単身居宅生活をしている障がいのある方等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

3 障害児通所支援の概要

(1) 障害児通所支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	障がいのある子どもに対して、社会性、生活習慣、コミュニケーションの獲得、学習支援等、個々の発達や障がい特性に応じた個別療育を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がいのある子どもに対して、上記児童発達支援に合わせて、身体状況により、治療も行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供し、障がいのある子どもの自立の促進と放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中もしくは利用予定の障がいのある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、障害児通所支援を利用することが著しく困難な子どもに、自宅を訪問して発達支援を行います。

(2) 障害児相談支援

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。また支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

4 地域生活支援事業の概要

(1) 地域生活支援事業

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方に対する理解を深めるために、研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、支援を行います。
相談支援事業	障がいのある方やその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護*のため必要な援助を行います。
成年後見制度* 利用支援事業	費用が賄えないため成年後見制度*の利用が困難な方への金銭的な補助を行います。
成年後見制度* 法人後見支援事業	成年後見制度*における後見等の業務を適正に行える法人を確保できる体制整備と、市民後見人*の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方の意思疎通を図るため、手話通訳や要約筆記*等を行う方の派遣などを行います。
日常生活用具 給付事業	重度障がいのある方に対し、日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員* 養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員*を養成研修します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援 センター*	障がいのある方が通い、活動の提供や、社会との交流促進を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある方の中における活動を確保し、障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

第3章 第5期計画等の進捗状況と課題

1 第5期計画等の概要

「岩見沢市障がい福祉計画（第5期）」と「岩見沢市障がい児福祉計画（第1期）」は、平成30年度から令和2年度までを計画期間として、これまでの進捗状況などを踏まえて策定しました。

「岩見沢市障がい者福祉計画（第2期）」の理念を踏まえて、障がいのある方もない方もともに支えあい、安心して自分らしい生活を送ることができる地域づくりを目指して、目標値等を定めています。

2 目標値の達成状況と課題

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

自分らしい生き方を求め、地域での生活を希望する方に対し、地域生活への移行を進める観点から、障がいのある方が希望する暮らしを支えるために必要な地域の環境づくりの推進について、その達成状況をはかるために施設入所者数を指標としています。

岩見沢市では、平成29年3月31日時点の施設入所者数は、201人となっています。

令和2年度の地域生活移行者数は、約4%にあたる8人としました。また、施設入所者の減少見込数は、約2%にあたる4人とし、目標年度の施設入所者数は197人としました。

項目	進捗状況		備考
	目標	実績	
地域生活移行者数	8人	10人	国：基本指針 9.0% 道：障がい福祉計画 3.8% (実績は令和2年3月31日現在の数値)
施設入所者の減少見込数	4人	3人	国：基本指針 2.0% 道：障がい福祉計画 2.0% (実績は令和2年3月31日現在の数値)

令和2年3月31日の時点で、10人(5.0%)の方が地域生活に移行しています。また、施設入所利用者は3人(1.5%)減少しています。

計画期間の最終年度である現時点において、地域生活移行者数は、目標値には達していませんが、施設入所者の減少見込数は目標値に達しておらず、国の基本指針と比べると、地域生活への移行が進んでいないのが現状です。

(2) 精神障がいにも対応した地域ケアシステムの構築

南空知圏域内における地域ケアシステムの構築について、主体となる北海道と連携しながら保健、医療、福祉関係者による協議を実施していくように取り組んでおります。

項目	進捗状況		備考
	目標	実績	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置（新規）	協議の場の設置	設置済	主体となる北海道空知総合振興局が設置する協議の場に参加

(3) 地域生活支援拠点*の整備

居住の場の充実や、入所等から地域へ移行するための体験の場の提供など、地域で受け入れる体制づくりを近隣市町と協議しており、整備に向けた検討を進めています。

項目	進捗状況		備考
	目標	実績	
地域生活支援拠点*の整備（新規）	1 か所	0 か所	近隣市町と協議

(4) 福祉施設から一般就労への移行

社会に参加し、自立した生活を営むためには、就労は重要な要素の一つであり、障がいのある方の一般就労の促進を目指した取組みの進捗状況をはかるための指標です。数値の捉え方としては、援護の実施者が岩見沢市にある福祉施設（障害福祉サービス事業所）のサービス利用を通じて、一般就労した人数及び事業所を利用した人数です。

①福祉施設から一般就労への移行者数

平成 28 年度に福祉施設を退所し一般就労した実績は、10 人となっています。

令和 2 年度の人数は、平成 28 年度実績の 1.5 倍にあたる 15 人を目標値として設定しました。

項目	進捗状況		備考
	目標	実績	
年間一般就労者数	15 人	9 人	国：基本指針 1.5 倍 道：障がい福祉計画 1.5 倍 (実績は令和 2 年 3 月 31 日現在の数値)

令和 2 年 3 月 31 日時点で、福祉施設から一般就労に移行したのは 9 人で、目標値である 15 人を大きく下回っています。

②就労移行支援事業所利用者数

平成 28 年に就労移行支援事業を利用した実績は、26 人となっています。

令和 2 年度の人数は、平成 28 年度実績の約 1.1 倍にあたる 28 人を目標値として設定しました。

項目	進捗状況		備考
	目標	実績	
就労移行支援事業の利用者数	28 人	22 人	国：基本指針 1.2 倍 道：障がい福祉計画 1.2 倍 (実績は令和 2 年 3 月 31 日現在の数値)

令和 2 年 3 月 31 日時点で、就労移行支援事業の利用者は 22 人で、目標値である 28 人を大きく下回っています。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

重度障がいがあり医療的ニーズの必要な子どもや、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等支援を円滑に受けられるよう、子ども課と連携し、支援体制の強化に向けた協議を行いました。

項目	進捗状況	
	目標	実績
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等支援機関の協議の場（新規）	協議の場の設置	設置済

3 障害福祉サービスの見込量と実績

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
訪問系サービス	時間/月	3,010時間	3,540時間	4,162時間	3,727時間	4,290時間	3,781時間	4,418時間	(3,957時間)	
	利用者数	215人	178人	185人	185人	192人	175人	199人	(169人)	
内 訳	居宅介護	時間/月	-	1,583時間	1,862時間	1,513時間	1,890時間	1,495時間	1,918時間	(1,618時間)
		利用者数	-	132人	133人	139人	135人	131人	137人	(131人)
	重度訪問介護	時間/月	-	1,172時間	1,422時間	1,375時間	1,422時間	1,748時間	1,422時間	(1,707時間)
		利用者数	-	5人	6人	6人	6人	7人	6人	(8人)
	同行援護	時間/月	-	769時間	860時間	834時間	960時間	509時間	1,060時間	(608時間)
		利用者数	-	38人	43人	38人	48人	33人	53人	(33人)
	行動援護	時間/月	-	16時間	18時間	5時間	18時間	29時間	18時間	(24時間)
		利用者数	-	3人	3人	2人	3人	4人	3人	(5人)
	重度障害者 等包括支援	時間/月	-	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	(0時間)
		利用者数	-	0人	0人	0人	0人	0人	0人	(0人)

実績は各年度3月分の利用時間総数と利用者数（令和2年度は7月分）

訪問系サービスについては、利用者数は年々減少傾向にありますが、利用時間数は増加しております。また、利用者数及び利用時間数ともに見込量を下回っています。

今後も、障がいのある方が地域で安心して暮らしていくために、これらの訪問系サービスの積極的な利用を促進するとともに、日中活動系サービス、介護保険サービスやその他の制度等も含め、最も効果的となるサービス利用の組み合わせをコーディネートしていく必要があります。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
1 療養介護	利用者数	19人	18人	18人	18人	18人	16人	18人	(16人)
2 生活介護	利用者数	325人	311人	330人	318人	355人	321人	379人	(316人)
	人日/月	6,500人日	6,382人日	6,930人日	6,427人日	7,455人日	6,682人日	7,959人日	(6,710人日)
3 自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人	1人	(0人)
	人日/月	22人日	0人日	22人日	0人日	22人日	0人日	22人日	(0人日)
4 自立訓練 (生活訓練)	利用者数	1人	2人	3人	0人	3人	0人	3人	(0人)
	人日/月	22人日	27人日	50人日	0人日	50人日	0人日	50人日	(0人日)
5 自立訓練 (宿泊型)	利用者数	2人	1人	2人	0人	2人	0人	2人	(0人)
	人日/月	44人日	31人日	62人日	0人日	62人日	0人日	62人日	(0人日)
6 就労移行支援	利用者数	90人	20人	23人	14人	25人	16人	28人	(16人)
	人日/月	1,980人日	384人日	414人日	278人日	450人日	305人日	504人日	(301人日)
7 就労継続支援 (A型)	利用者数	95人	92人	98人	88人	102人	95人	106人	(96人)
	人日/月	2,090人日	1,737人日	1,862人日	1,637人日	1,938人日	1,847人日	2,014人日	(1,954人日)
8 就労継続支援 (B型)	利用者数	350人	341人	362人	347人	391人	377人	420人	(389人)
	人日/月	7,700人日	6,366人日	6,878人日	6,384人日	7,429人日	6,964人日	7,980人日	(7,469人日)
9 就労定着支援	利用者数	-	-	5人	1人	5人	2人	5人	(2人)
10 短期入所 (福祉型)	利用者数	27人	20人	16人	27人	16人	13人	16人	(12人)
	人日/月	189人日	207人日	112人日	234人日	112人日	111人日	112人日	(123人日)
11 短期入所 (医療型)	利用者数	5人	2人	1人	2人	1人	2人	1人	(0人)
	人日/月	35人日	5人日	2人日	5人日	2人日	2人日	2人日	(0人日)

実績は各年度3月分の利用時間総数と利用者数（令和2年度は7月分）

療養介護については、令和2年7月現在利用者は16人となっており、実績は見込量を若干下回る見込みです。

生活介護については、利用者数及び提供量ともに見込量を大きく下回る見込みです。

自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）については、利用実績がありませんでした。この事業を実施する事業者が市内になく、南空知圏域でも数が少ないためであると考えられます。

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、利用者数及び提供量ともに年々増加傾向にありますが、実績は見込量を大きく下回る見込みです。

就労定着支援については、利用者数が増加傾向にありますが、実績は見込量を下回る見込みです。

短期入所については、利用者数及び提供量ともに減少傾向にあります。

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
1	自立生活援助	利用者数	-	-	5人	0人	5人	0人	5人	(0人)
2	共同生活援助	利用者数	260人	188人	204人	208人	223人	214人	243人	(223人)
3	施設入所支援	利用者数	195人	197人	197人	197人	197人	198人	197人	(197人)

実績は各年度3月分の利用者数（令和2年度は7月分）

自立生活援助については、岩見沢市及び近隣市町に事業所がないため、利用実績がありませんでした。

共同生活援助については、利用者数が増加傾向にありますが、実績は見込量を下回る見込みです。

施設入所支援については、利用者数が毎年同数程度で推移しており、見込量と同程度となる見込みです。

(4) 相談支援

サービス種別	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
1	計画相談支援	利用者数/年	1,240人	1,058人	1,101人	1,064人	1,153人	1,107人	1,206人	(1,162人)
	利用者数/月	-	88人	83人	88人	86人	92人	90人	(96人)	
2	地域移行支援	利用者数	40人	1人	2人	0人	3人	2人	3人	(1人)
3	地域定着支援	利用者数	40人	17人	20人	16人	23人	19人	26人	(17人)

実績は各年度3月分の利用者数（令和2年度は7月分）

計画相談支援については、令和2年7月現在1,162人が利用（令和2年7月は96人が利用）しています。

地域移行支援・地域定着支援については、利用者数が増加傾向にありますが、実績は見込量を下回る見込みです。

4 障害児通所支援の見込量と実績

(1) 障害児通所支援

サービス種別	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
1 児童発達支援	利用者数	130人	142人	130人	178人	135人	173人	140人	(146人)
	人日/月	520人日	618人日	650人日	870人日	675人日	861人日	690人日	(936人日)
2 医療型児童発達支援	利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人	1人	(0人)
	人日/月	4人日	0人日	4人日	0人日	4人日	0人日	4人日	(0人日)
3 放課後等デイサービス	利用者数	140人	148人	162人	173人	176人	177人	190人	(214人)
	人日/月	560人日	1,599人日	1,944人日	1,941人日	2,112人日	1,870人日	2,280人日	(2,592人日)
4 保育所等訪問支援	利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人	1人	(0人)
	人日/月	4人日	0人日	4人日	0人日	4人日	0人日	4人日	(0人日)
5 居宅訪問型児童発達支援	利用者数	-	-	1人	0人	1人	0人	1人	(0人)
	人日/月	-	-	4人日	0人日	4人日	0人日	4人日	(0人日)

実績は各年度3月分の利用者数（令和2年度は7月分）

児童発達支援については、利用者数及び利用日数は見込量を上回っています。利用者数は年々減少傾向にありますが、利用日数は増加傾向にあります。

放課後等デイサービスについては、利用者数及び利用日数ともに年々増加傾向にあります。実績も見込量を上回っています。

医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援については、岩見沢市及び近隣市町に事業所がないため、利用実績がありませんでした。

(2) 障害児相談支援

サービス種別	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
障害児相談支援	利用者数/年	272人	318人	331人	377人	353人	413人	375人	(457人)
	利用者数/月	-	133人	149人	157人	159人	197人	169人	(200人)

実績は各年度3月分の利用者数（令和2年度は7月分）

障害児相談支援については、令和2年7月現在457人が利用（令和2年7月は200人が利用）しており、利用者数は年々増加傾向にあります。

5 地域生活支援事業の見込量と実績

(1) 地域生活支援事業

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	(有)
2 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	(有)
3 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	設置数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	(1か所)
基幹相談支援センター*	実施の有無	有	無	有	無	有	(無)
② 市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	(有)
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	(無)
4 成年後見制度*利用支援事業	利用者数	5人	0人	5人	0人	5人	(2人)
5 成年後見制度*法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	(有)
6 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者*・要約筆記*者派遣事業	利用者数	22人	23人	22人	22人	22人	(22人)
② 手話通訳者*設置事業	設置人数	2人	2人	2人	2人	2人	(2人)
7 日常生活用具給付事業							
① 介護・訓練支援用具	件数	5件	12件	5件	9件	5件	(10件)
② 自立生活支援用具	件数	25件	35件	25件	38件	25件	(40件)
③ 在宅療養等支援用具	件数	15件	33件	15件	18件	15件	(20件)
④ 情報・意思疎通支援用具	件数	33件	28件	33件	23件	33件	(30件)
⑤ 排泄管理支援用具	件数	2,953件	3,006件	2,953件	3,178件	2,953件	(3,200件)
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件数	6件	2件	6件	6件	6件	(6件)
8 手話奉仕員*養成研修事業	派遣登録者数	11人	13人	11人	14人	11人	(14人)
9 移動支援事業	利用者数	95人	89人	97人	89人	99人	(90人)
	時間/年	4,845時間	5,565時間	4,947時間	5,364時間	5,049時間	(5,400時間)
10 地域活動支援センター*	設置数	1か所	0か所	1か所	0か所	1か所	(0か所)
	利用者数	10人	0人	10人	0人	10人	(0人)
11 日中一時支援事業	設置数	13か所	13か所	13か所	15か所	13か所	(15か所)
	利用者数	100人	115人	106人	137人	112人	(120人)

実績は各年度3月分の利用者数(令和2年度は7月分)

理解促進研修・啓発事業については、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する岩見沢市職員対応要領」の啓発、民間企業等への「手話講習会」の実施、ろうあ者向け「防災バンダナ」の作成、「ヘルプマーク※」の普及などを実施しました。

自発的活動支援事業については、障がいのある方自らが自発的に研修会を企画し、日常生活に必要な知識の習得を図ってきました。

相談支援事業については、市役所福祉課の相談窓口保健師や社会福祉士を配置し、機能強化を図りました。基幹相談支援センター※設置については、近隣市町との共同設置について、協議を行っています。

成年後見制度※利用支援事業については、後見人等の支援が必要な方に対し、後見等開始の申立てにあたっての費用や、後見人等の活動費用の助成を行いました。

成年後見制度※法人後見支援事業については、平成 28 年より岩見沢市社会福祉協議会に業務委託し、市民後見人※養成研修や、成年後見制度※の利用相談などを行っています。

意思疎通支援事業については、令和 2 年 11 月現在、22 人のろうあ者が手話通訳を利用しています。また現在、市役所福祉課の窓口専任手話通訳者を 2 人配置し、窓口の対応やろうあ者からの通訳派遣の対応をしています。平成 30 年度は 157 件、令和元年度は 157 件、令和 2 年度は 11 月末までで 80 件の派遣を行っています。

日常生活用具給付事業については、排泄管理支援用具の利用者が多くを占めております。

手話奉仕員※養成研修事業については、岩見沢市社会福祉協議会に業務委託し、手話奉仕員※の養成研修を行っています。令和 2 年 12 月現在、14 人の登録手話通訳者がいます。

移動支援事業については、単独での外出が困難な方にヘルパーを派遣する事業で、制度の浸透に伴い実績は見込量を上回る見込みです。

地域活動支援センター※については、平成 28 年に利用者の減少により市内事業所の活動が中止となったため、利用実績がありませんでした。

日中一時支援事業については、提供する事業所及び利用者数ともに年々伸びており、実績は見込量を上回る見込みです。

第4章 障がい福祉の課題

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたって実施した2種類のアンケート調査は、障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するとともに、計画策定や施策推進に役立てることを目的としています。

- 1 障がい福祉に関するアンケート調査票A
- 2 障がい福祉に関するアンケート調査票B

(2) 調査対象

- 1 障がい福祉に関するアンケート調査票A
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障害福祉サービスなどを利用している障がいのある方5,410人
- 2 障がい福祉に関するアンケート調査票B
20歳以上の市民(無作為抽出)1,979人

(3) 調査期間

- 1・2ともに令和2年8月17日～9月17日

(4) 調査方法

郵送による調査票の配付・回収

(5) 回収状況

	種別	配付数	回収数	回収率
1	障がい福祉に関するアンケート調査票A	5,410票	2,415票	44.64%
2	障がい福祉に関するアンケート調査票B	1,979票	680票	34.36%

2 アンケート調査の結果

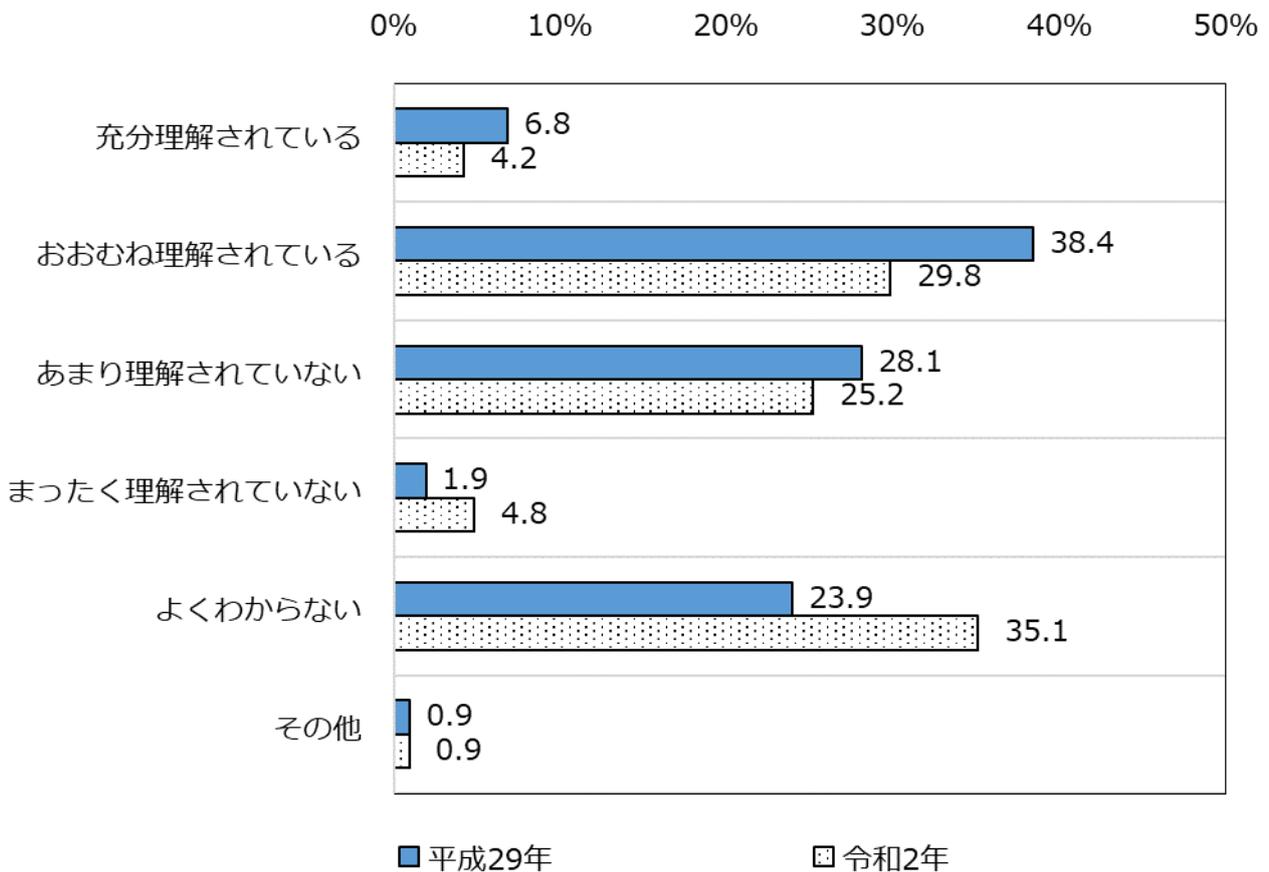
本市の取組みの効果を把握し、今後の課題を明確にするために、平成26年、平成29年に実施した同調査の結果と比較しながら、アンケート調査の結果をまとめます。

(1) 障がいへの理解

【アンケート調査票B】（一般市民向け）

自分の生活する地域で障がいのある方への差別解消に向けた理解について、平成29年と比べ、令和2年は、「充分理解されている」と「おおむね理解されている」の割合が減少しています。一方、「よくわからない」が23.9%から35.1%に増加しています。

地域における障がいへの理解度（単数）



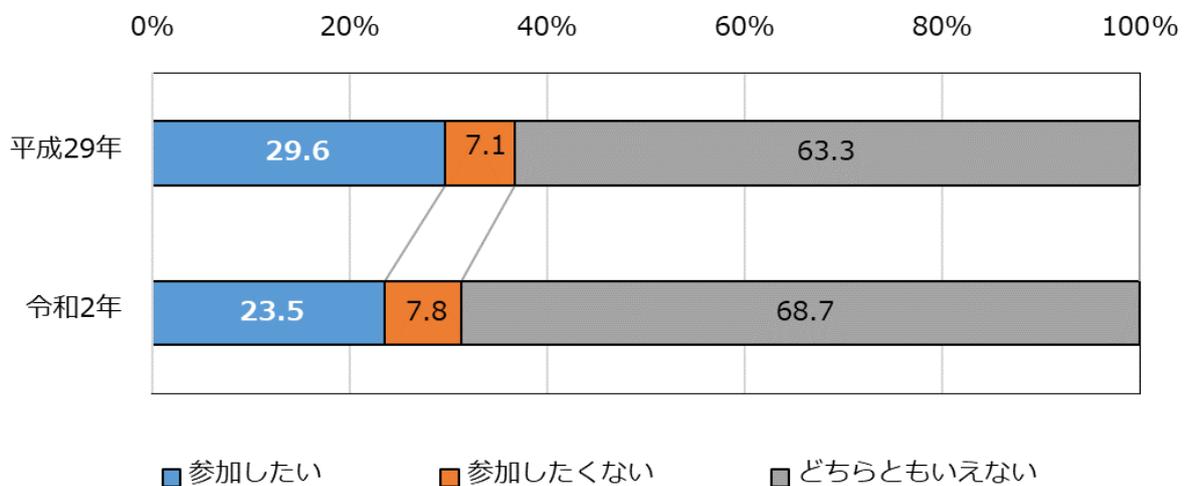
(2) 交流やボランティア活動

【アンケート調査票 B】（一般市民向け）

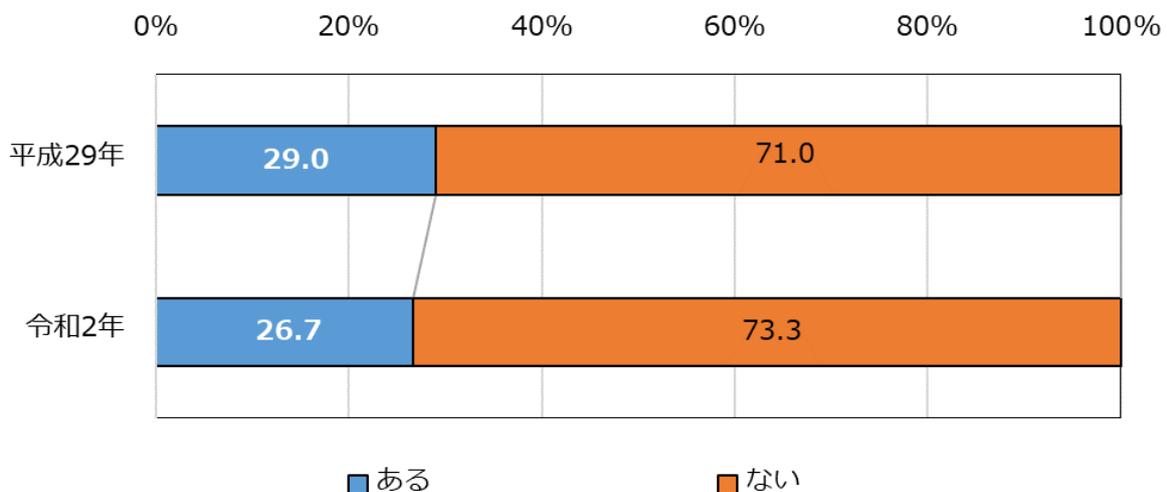
障がいのある方との交流の機会について、平成 29 年と比べ、令和 2 年は「参加したい」の割合が 29.6%から 23.5%に減少しています。

障がいのある方を対象としたボランティア活動について、「経験がない」との回答が 29.0%から 26.7%に、ボランティア講習会に「参加しない」との回答が 35.0%から 27.6%に減少しています。一方、「関心がない」との回答が 30.9%から 38.9%に増加しています。

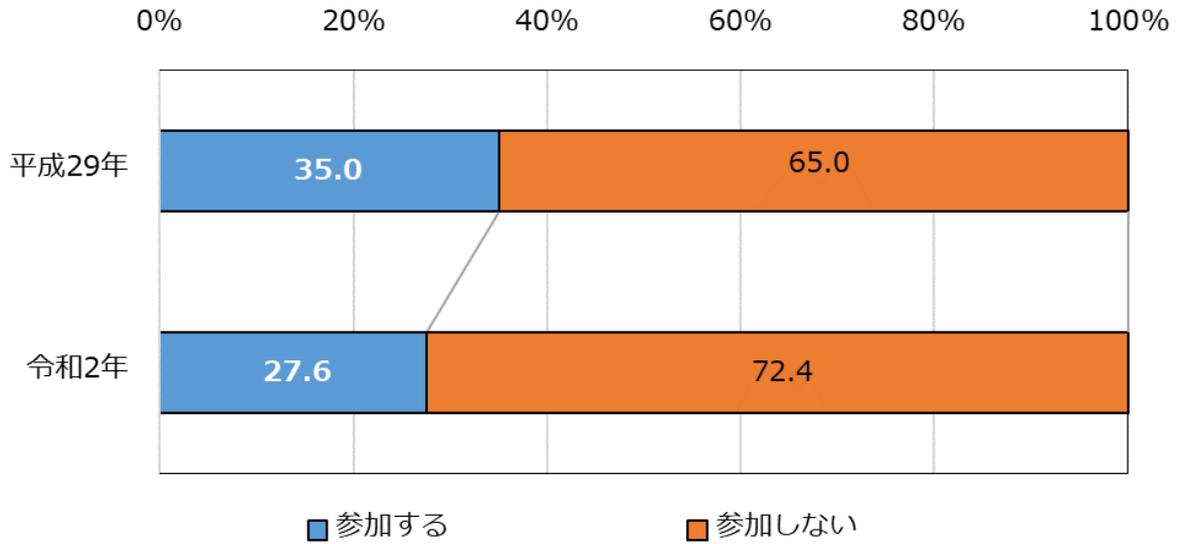
障がい者との交流機会への参加意向（単数）



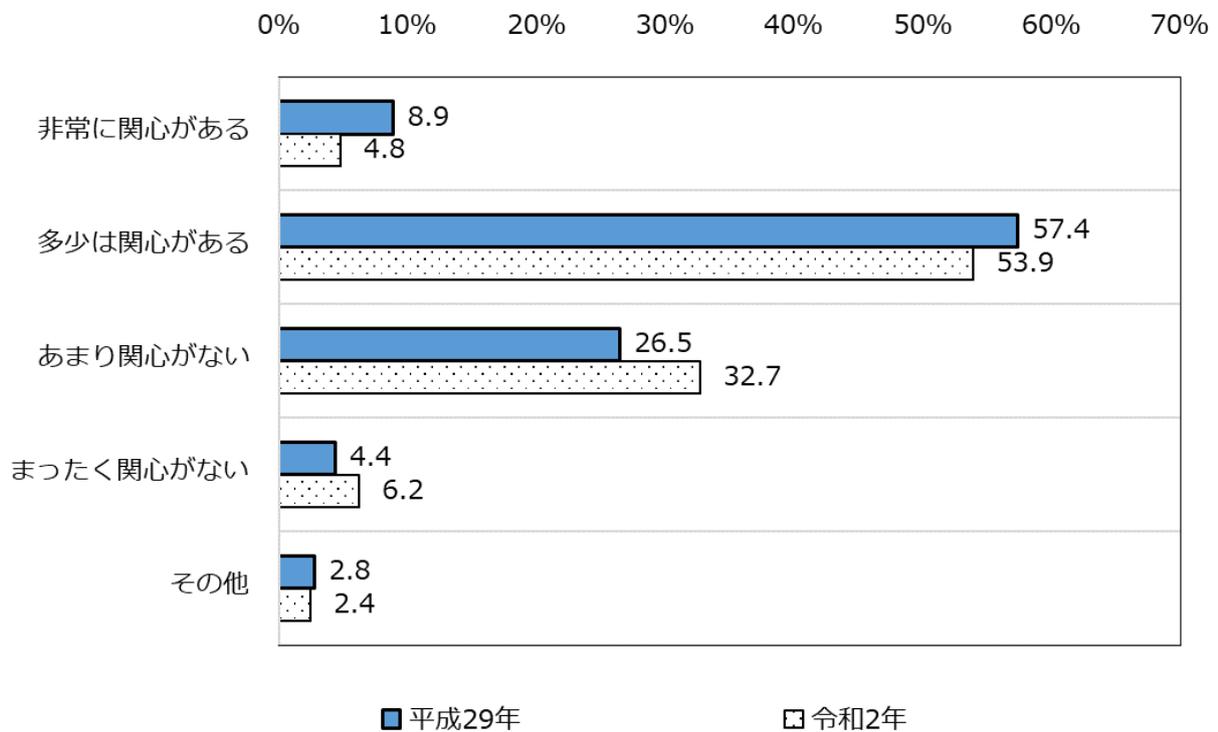
ボランティア経験の有無（単数）



ボランティア講習会への参加意向（単数）



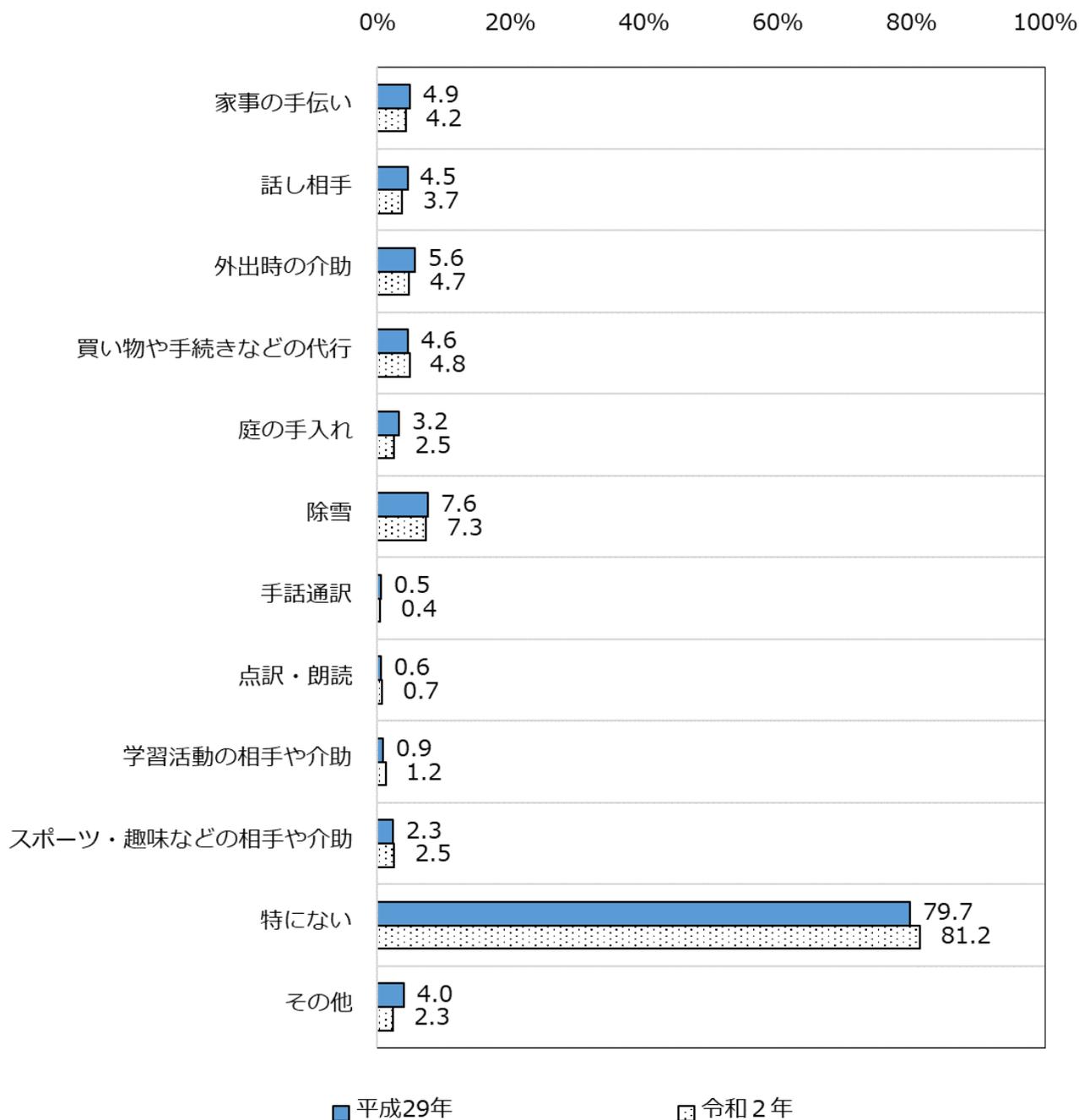
ボランティア活動への関心度（単数）



【アンケート調査票 A】（障がいのある方向け）

障がいのある方が一般市民から受けたボランティア支援について、平成 29 年及び令和 2 年ともに「特にない」の割合が 8 割程度となっています。

受けたボランティア支援の種類（複数）

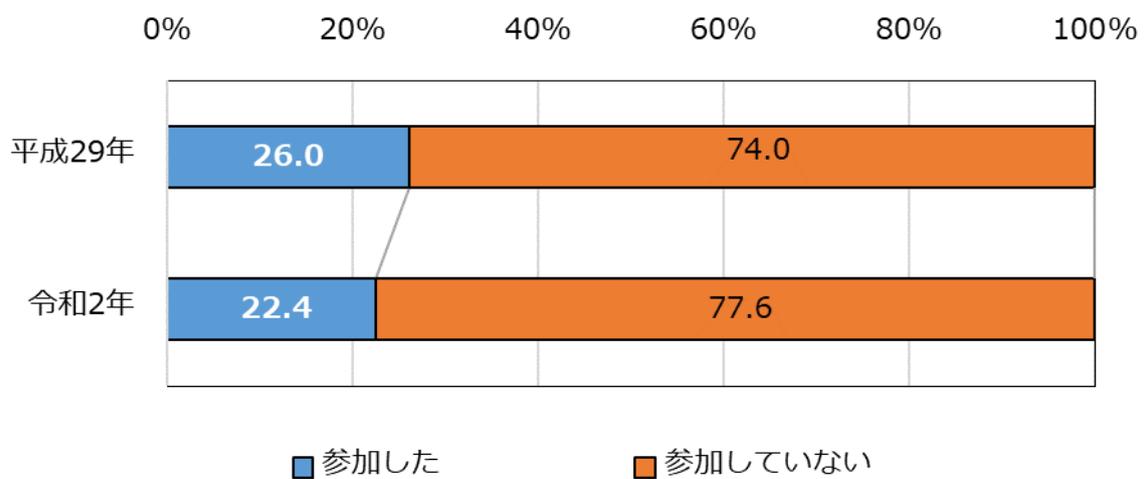


(3) 障がいのある方の社会参加

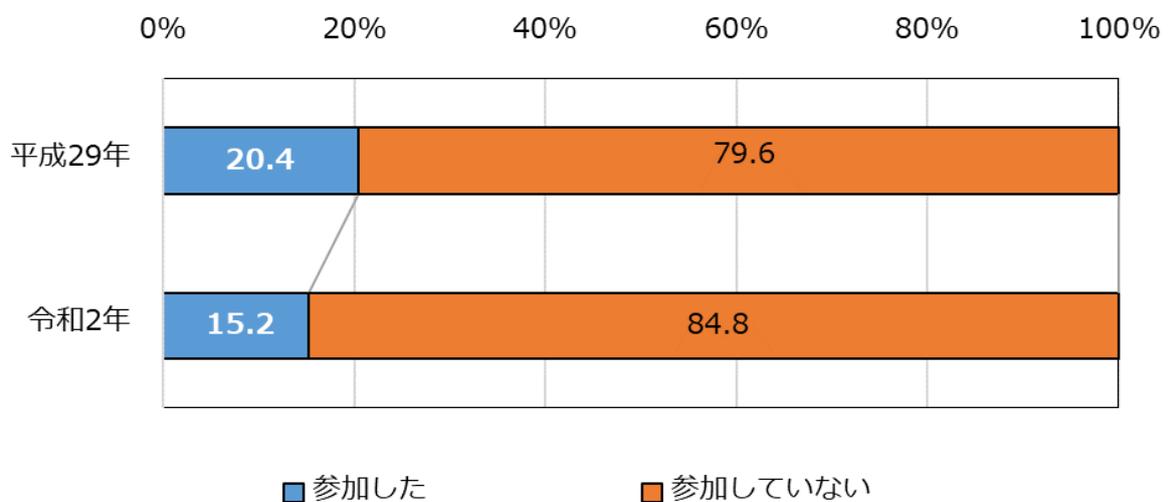
【アンケート調査票 A】（障がいのある方向け）

この一年間、町内会などの地域活動や趣味などのサークル活動には、「参加していない」との回答が7割以上となっています。また、その割合は、平成29年と比べ、令和2年の方が増加しています。

町内会などの地域活動への参加経験の有無（単数）

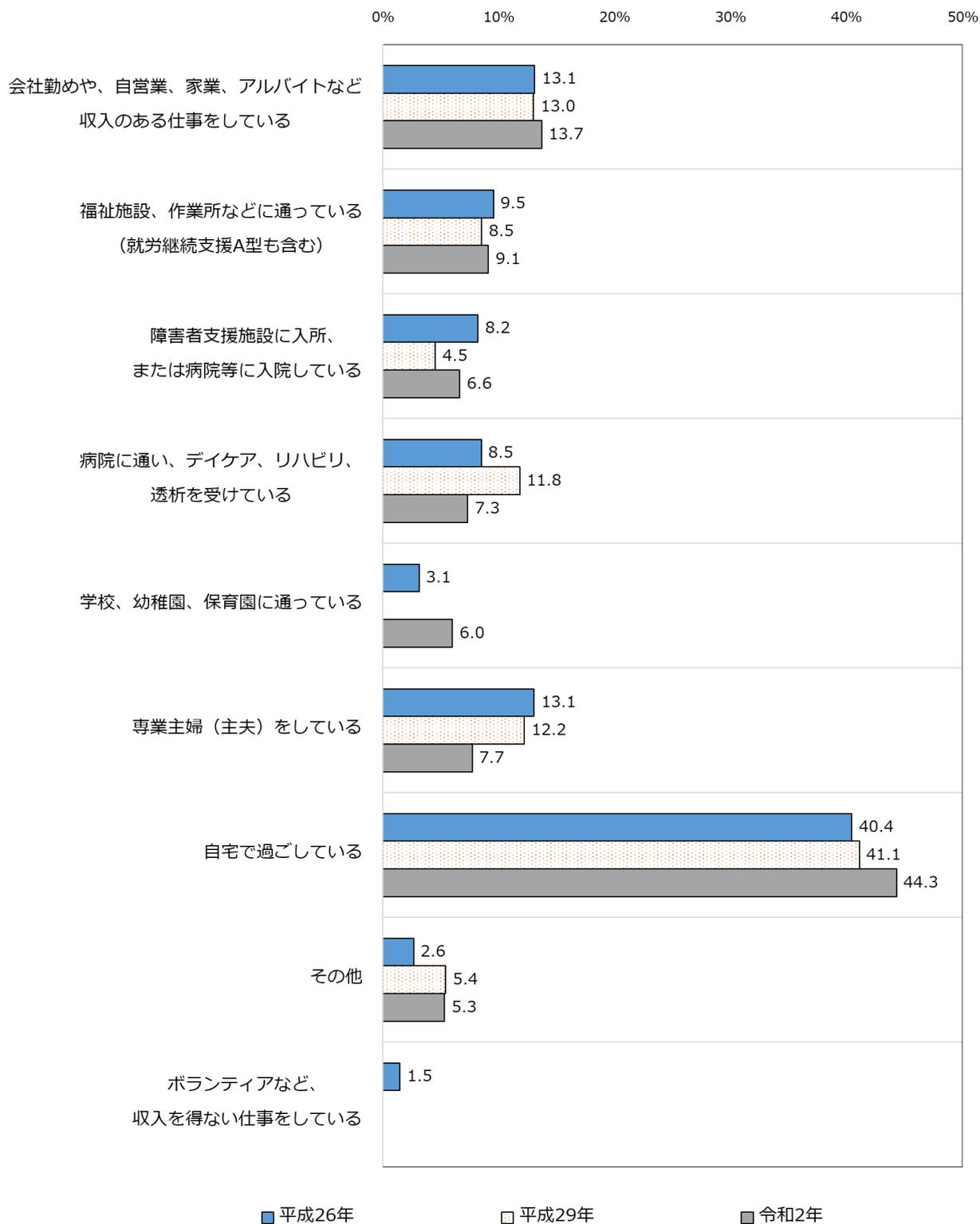


趣味などのサークル活動への参加経験の有無（単数）



平日の日中の過ごし方について、これまでの3回の調査（平成26年、平成29年、令和2年）ともに、「自宅で過ごしている」の割合が1位となっており、年々増加しています。

平日の日中の過ごし方（単数）

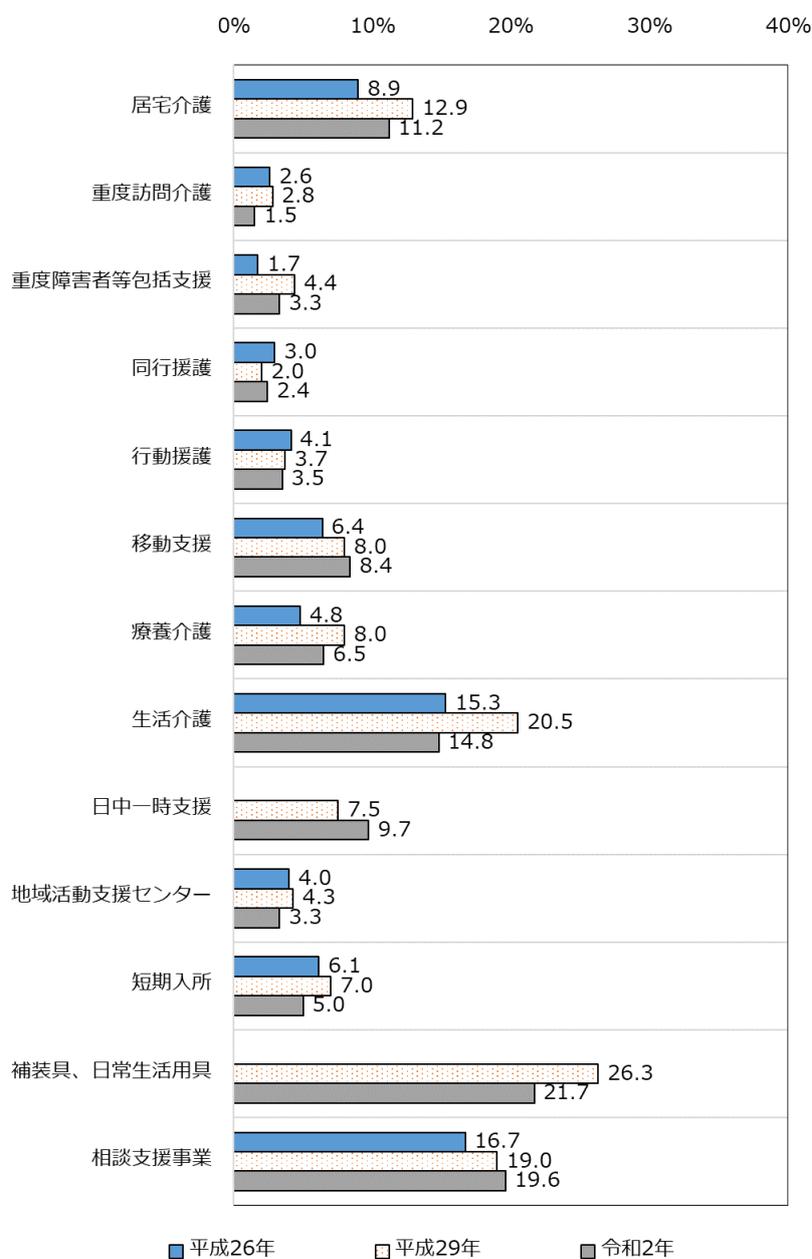


(4) 障害福祉サービス

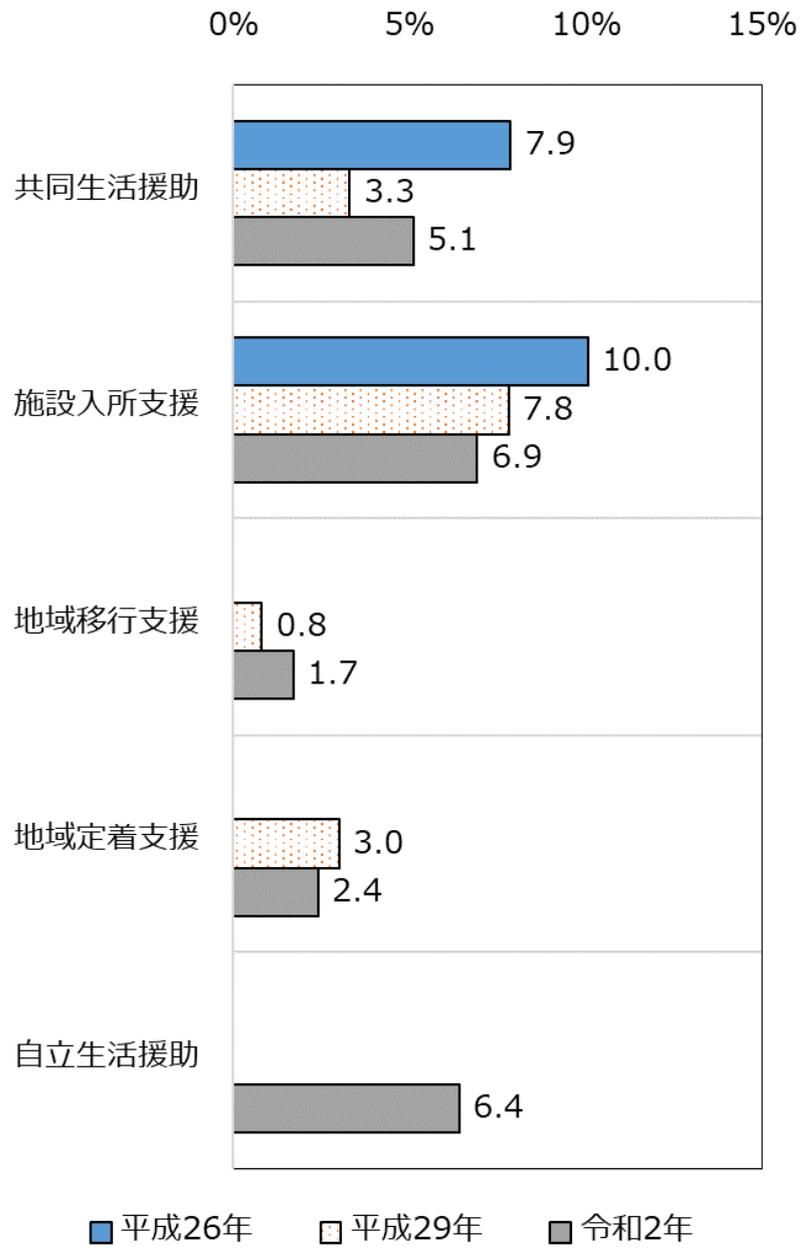
【アンケート調査票 A】（障がいのある方向け）

現在利用中の障害福祉サービスについて、「障害児通所支援」や「相談支援事業」、「移動支援」、「日中一時支援」が年々増加しており、権利擁護*に関するサービスや「行動援護」、「補装具、日常生活用具」、「施設入所支援」、「地域定着支援」、「就労移行支援」が年々減少しています。

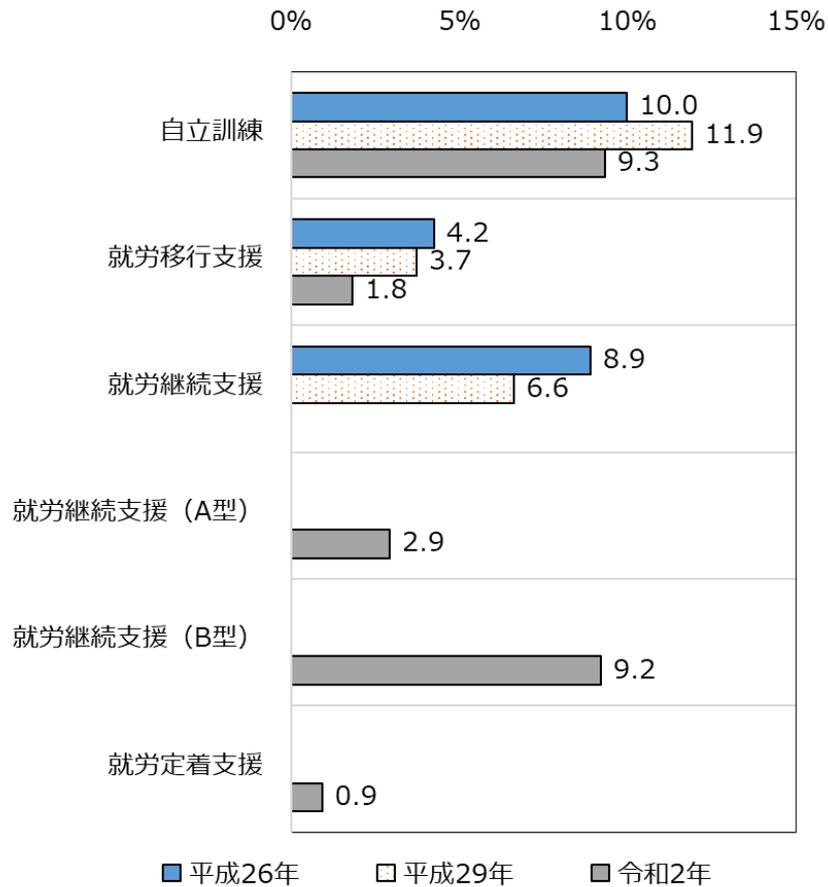
日常生活支援サービス



地域生活への移行支援サービス

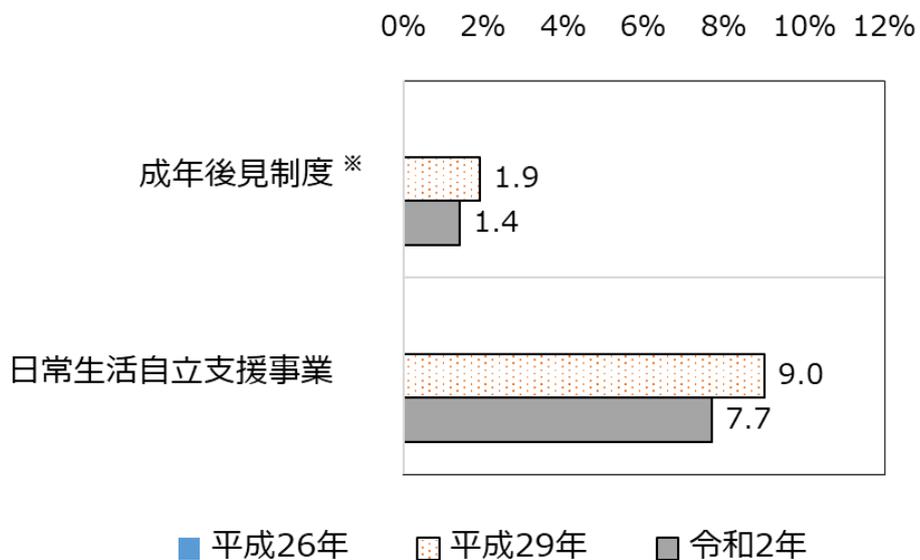


就労支援サービス

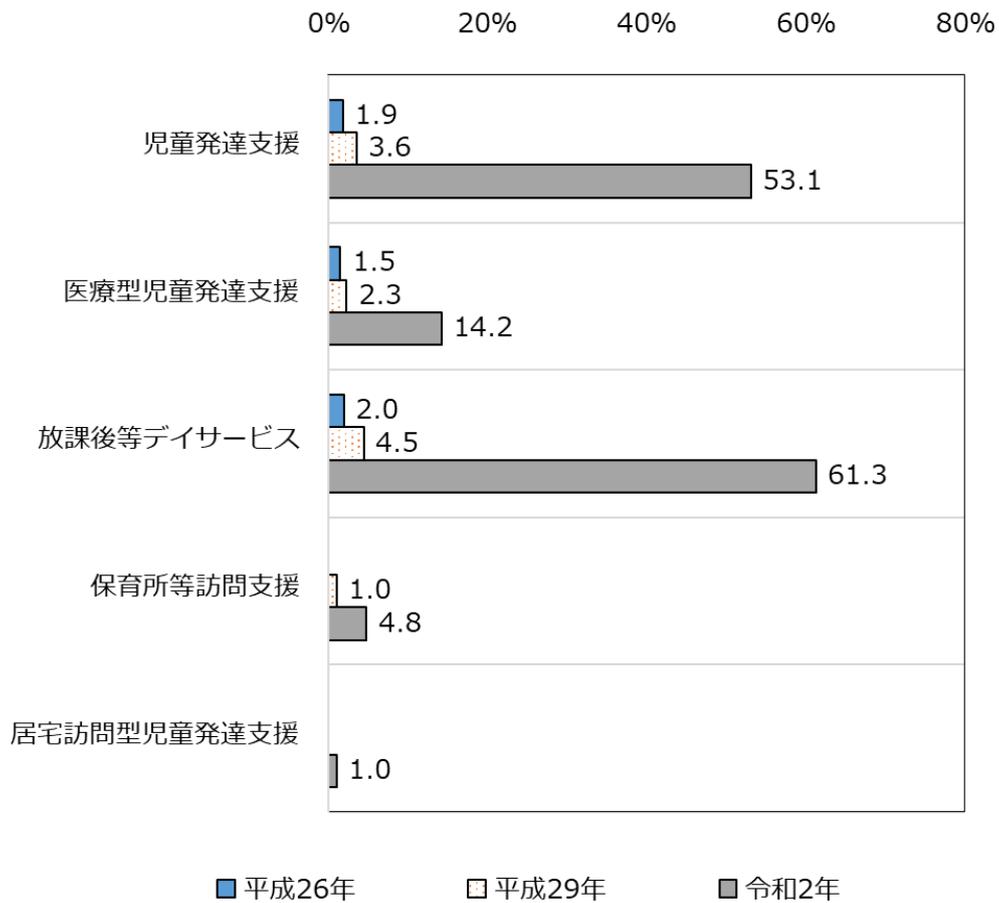


※就労継続支援には、就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）を含む。

権利擁護*に関するサービス



障害児通所支援



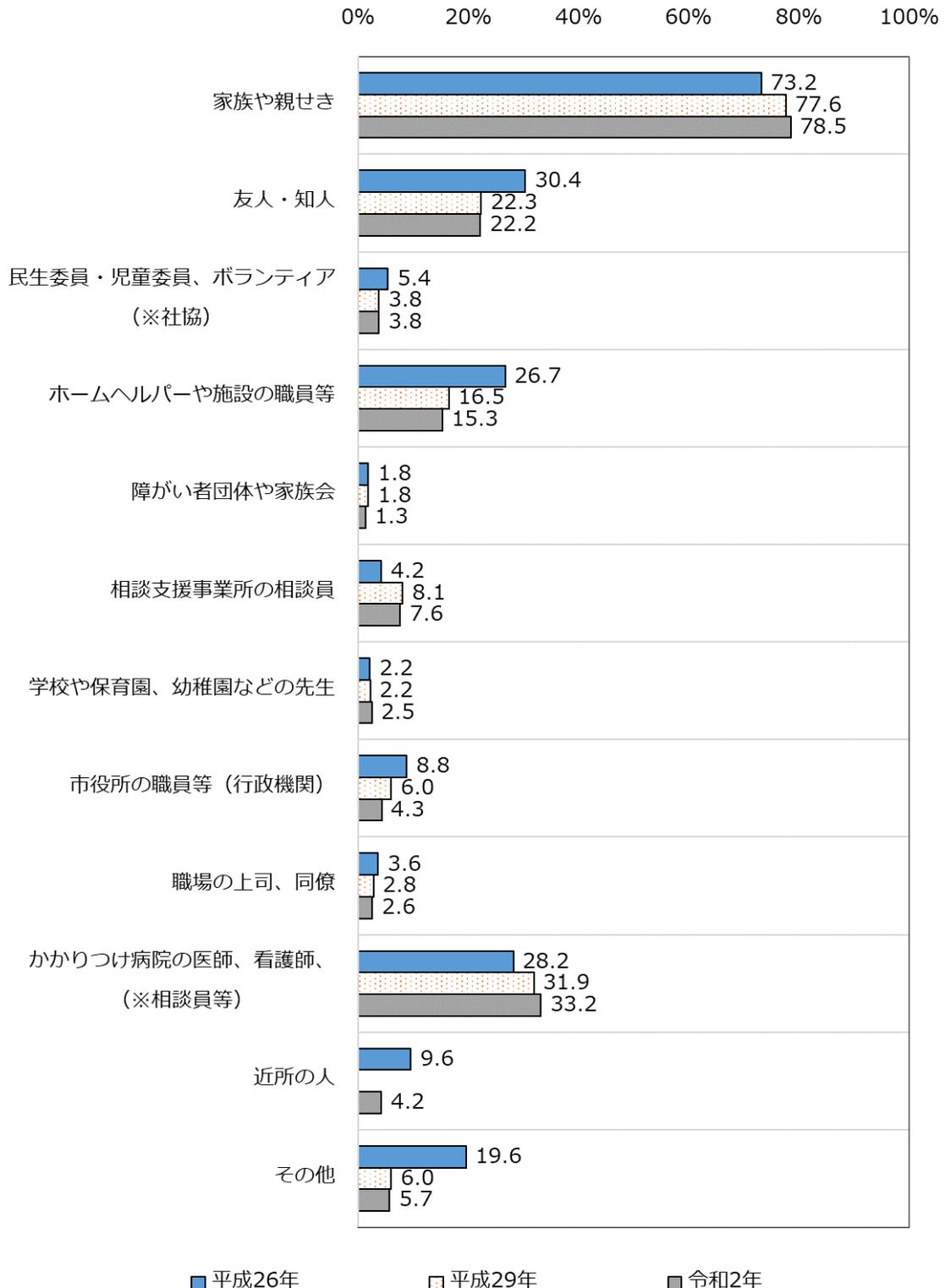
今後利用したい障害福祉サービスについて、相談支援事業の要望は、これまでの3回の調査（平成26年、平成29年、令和2年）において、上位3位に入っています。

今後利用したい障害福祉サービス

順位	平成26年	平成29年	令和2年
1位	相談支援事業 (49.9%)	自立生活援助 (37.9%)	放課後等デイサービス (9.7%)
2位	生活介護 (39.4%)	就労定着支援 (19.6%)	相談支援事業 (6.0%)
3位	短期入所 (35.9%)	相談支援事業 (11.0%)	移動支援 (5.3%)

一方、悩みや困ったことを相談する相手について、「家族や親せき」、「かかりつけ病院の医師、看護師、（相談員等）」の割合が年々増加しており、「市役所の職員等（行政機関）」が減少傾向にあります。

悩みの相談相手（複数）



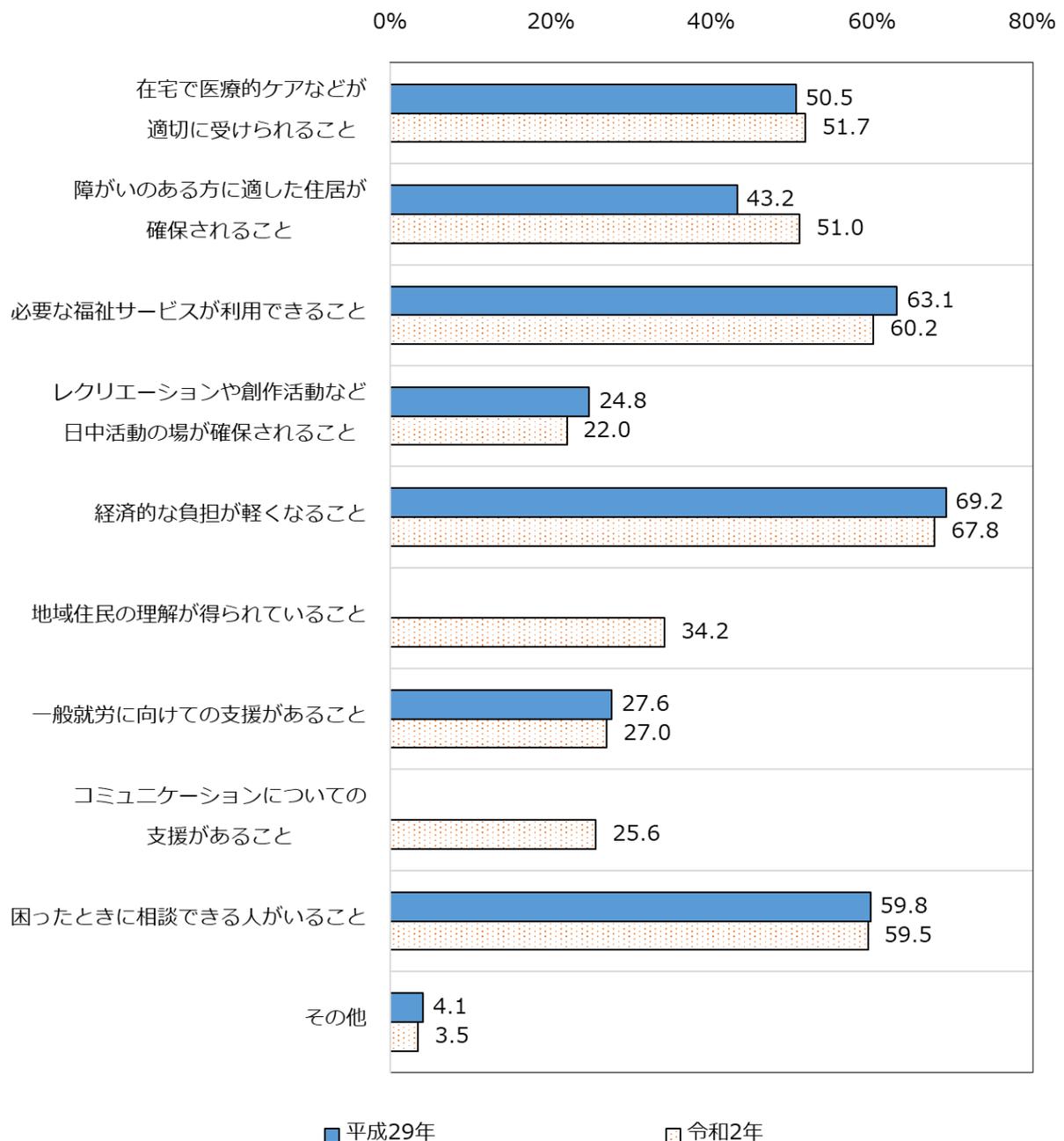
制度を知らない障害福祉サービスについて、障がいの有無や年度を問わず、「就労定着支援」の認知度が低い状況にあります。一般市民では、平成 29 年及び令和 2 年ともに、「行動援護」が 1 位となっております。

順位	調査票 A(障がいのある方向け)		調査票 B(一般市民向け)	
	平成 29 年	令和 2 年	平成 29 年	令和 2 年
1 位	居宅訪問型 児童発達支援 (94.6%)	就労定着支援 (9.5%)	行動援護 (72.1%)	行動援護 (74.5%)
2 位	就労定着支援 (80.4%)	地域定着支援/ 日常生活自立支援事業 (9.1%)	就労定着支援 (70.9%)	就労定着支援 (74.3%)
3 位	自立生活援助 (62.1%)	地域移行支援 (8.8%)	居宅訪問型 児童発達支援 (69.6%)	地域定着支援 (72.6%)

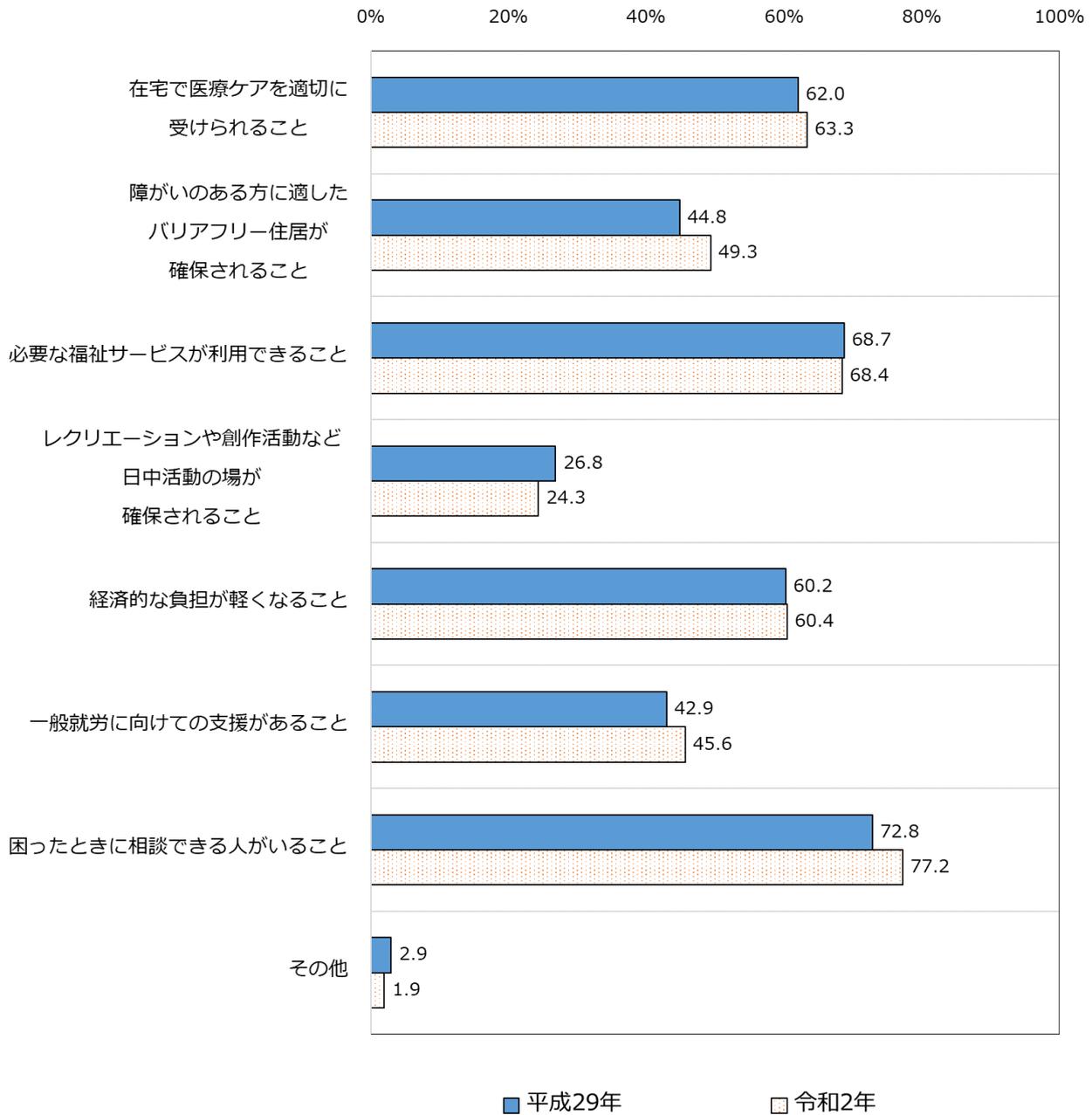
(5) 障がいのある方の地域への移行

障害者支援施設からの退所や精神科病院から退院して地域で生活するための必要な支援策について、障がいの有無や年度の違いを問わず、「経済的な負担が軽くなること」、「困ったときに相談できる人がいること」、「必要な福祉サービスが利用できること」の割合が最も多くなっています。

施設や精神科病院から地域へ移行するための支援策（複数）
【調査票 A（障がいのある方向け）】



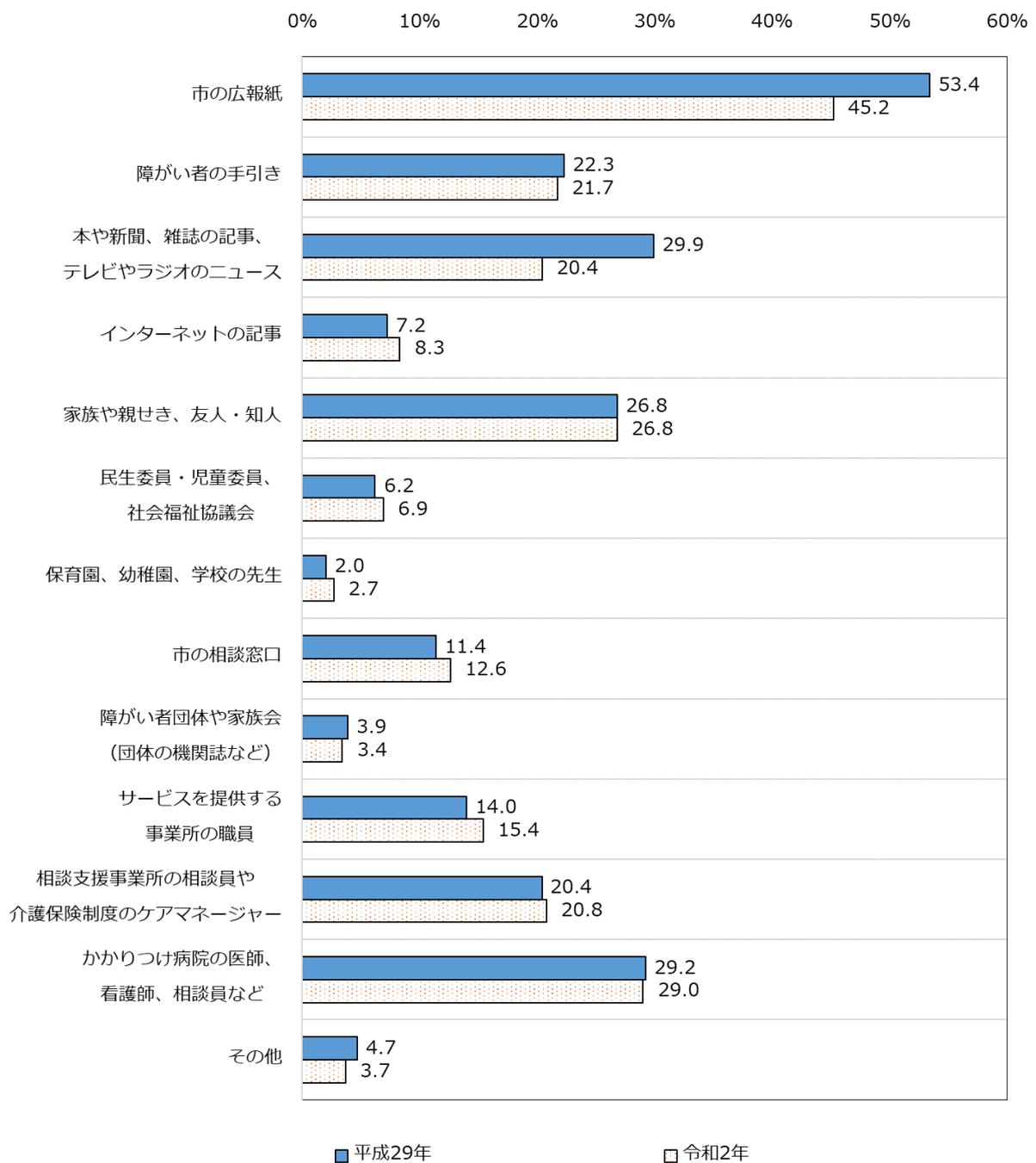
施設や精神科病院から地域へ移行するための支援策（複数）
【調査票B（一般市民向け）】



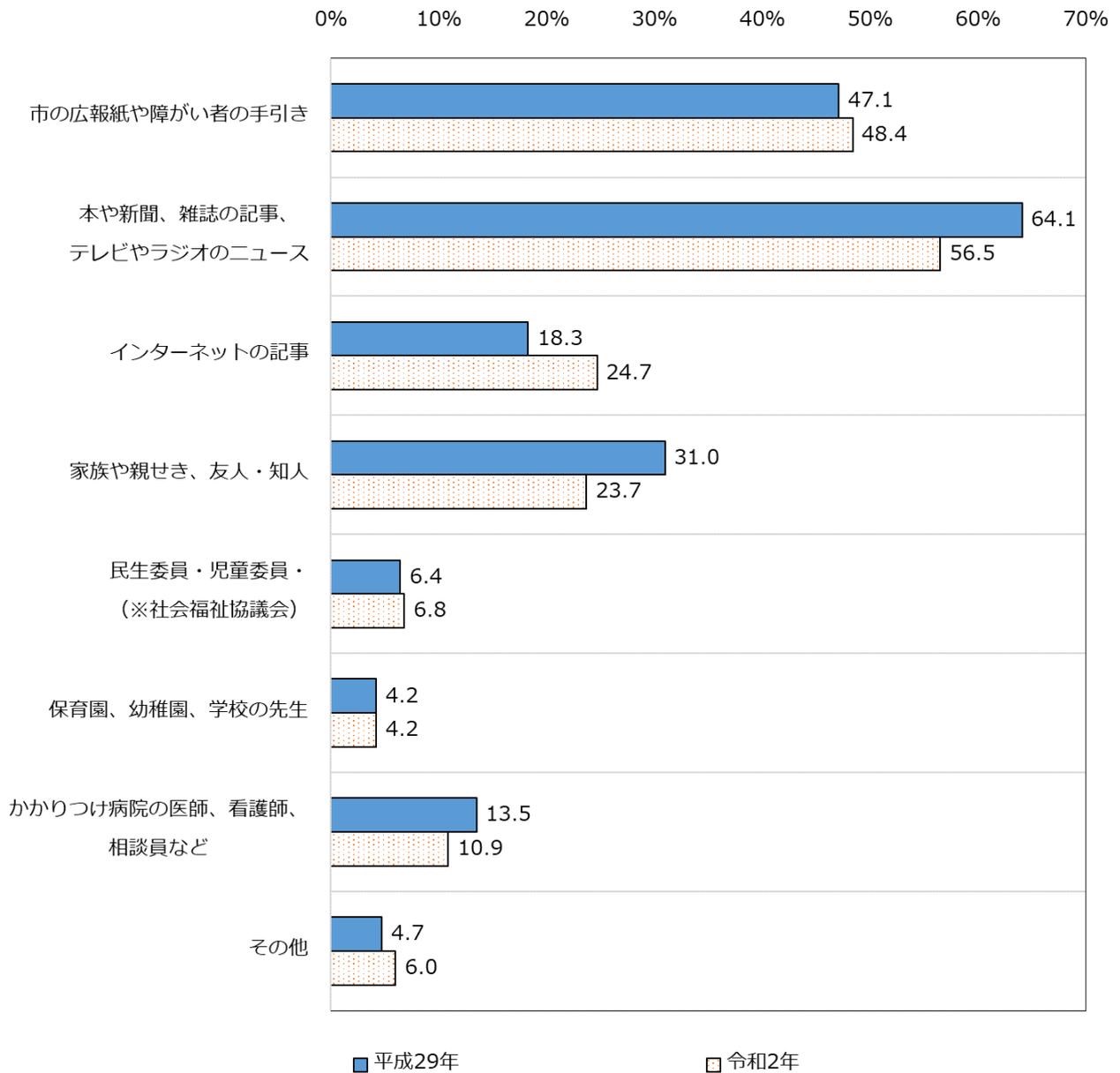
(6) 情報の入手方法

障がいや福祉サービス等の情報の入手方法について、障がいのある方では「市の広報紙」、一般市民では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が最も多くなっています。その割合は、平成 29 年から令和 2 年に両方とも減少しております。一方、障がいの有無を問わず、「インターネットの記事」の割合が増加しています。

障がいや福祉サービス等の情報の入手方法（複数）
【調査票 A（障がいのある方向け）】



障がいや福祉サービス等の情報の入手方法（複数）
【調査票B（一般市民向け）】



3 障がい福祉の課題

障がい福祉を取り巻く現状を踏まえ、障がいのある方と一般市民を対象としたアンケート調査の結果や障がい関連団体へのヒアリング調査の結果から、本市における障がい福祉に関する課題を6つの視点から整理します。

(1) 障がい理解の促進、権利擁護*の推進

障害者差別解消法、ヘルプマーク*、ヘルプカード*、成年後見制度*等、障がい福祉に関する制度や取組みの認知度が低い状況にあります。障がいがあることで差別を感じたことがないと明確に回答した障がいのある方が1割程度に留まっており、社会から障がいへの差別等は依然と存在しています。

共生社会を実現するために必要な制度や仕組みについて、障がいの有無を問わず、心のバリアフリー*化（障がい等に対する理解の促進）が一番大事だと考えられています。

このようなことを踏まえ、障がいのある方の社会参加や就労促進、さらに障がいのある方が地域で安心して暮らすためには、障がいに係る制度や取組み、障がいそのものに対する理解促進を図ることが重要であり、引き続きヘルプマーク*の配布や普及、手話啓発活動を推進するとともに、市民や障がい者団体等と連携しながら、継続的に取り組む必要があります。

(2) 社会参加の促進

障がいのある方の社会活動への参加率はとても低い状況にあります。平日の日中を自宅で過ごしている障がいのある方がほとんどとなっています。また、この1年間、町内会などの地域活動や趣味などのサークル活動、施設等での行事活動への参加率はいずれも2割以下となっており、過去2年間、スポーツや文化芸術活動との関わりを持っていない人が大多数です。

一方、スポーツや文化芸術活動への参加率が低いものの、それらの活動へ参加した人の満足度は高くなっています。自由回答や障がいのある方へのヒアリング調査でも、交流機会の提供や活動場所の確保に関する要望が数多く見られます。

障がいのある方へのボランティア活動経験を持っていない一般市民がほとんどですが、ボランティア活動に関心を持っている人は過半数を超えています。また、可能と思うボランティア活動は、話し相手が最も多くなっています。

障がいのある方の社会参加を促進させるためには、町内会など多様な活動に参加する機会の提供が必要です。また、意思疎通支援者（手話通訳・要約筆記*）の養成、学習や趣味活動の施設や設備、安心して利用できるバリアフリー*対応の施設や設備など、障がいのある方が生きがいと誇りを持って暮らしていけるよう、必要な社会資源の整備やサービスの充実が求められています。

(3) 利用しやすい福祉サービスの提供・充実

今後 3 年以内における希望の暮らし方について、家族と一緒に暮らしたいと考えている障がいのある方が最も多くなっています。地域で生活するために、必要な福祉サービスを利用できることが高く望まれています。

障がいの内容や程度は多岐にわたり、その生活ニーズも多様化していることから、引き続き障がいのある方のニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供、質の向上を図る必要があります。

また、利用者の需要に応じられるように、重度訪問介護を利用できる事業所の確保や就労継続支援の拡大、グループホームの充実、障がいのある子どもの早期発見と成長に応じた発達を支援する体制の確保等、障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、利用しやすい福祉サービスの提供・充実が必要となっています。

(4) 重層的な相談体制の構築

障がいのある方が地域で生活するために必要と思う支援について、困ったときに相談できる人がいることは、一般市民では一番重要視されており、障がいのある方では、経済的負担の軽減や福祉サービスに次いで、3 番目に希望されています。

障害福祉サービスの利用状況について、相談支援事業は現在比較的多く利用され、しかも今後の利用希望率も高いサービスとなっています。

一言に障がいと言っても、障がいの種別や程度によって、困り事や必要となる支援等が異なり、求められる相談内容も多様化・複雑化しています。相談支援の役割はますます重要となります。

個々の障がいのある方やその家族の様々なニーズに応じ途切れのない相談対応を図るため、相談専門員や事業所などの相談支援体制をさらに充実させ、より重層的な相談体制を構築し、相談しやすい環境づくりを進めていくことが求められています。

(5) 就労支援の充実

障がいのある方の平日の日中の過ごし方について、収入のある仕事をしている人が 1 割程度に留まっており、就労支援サービスの利用率も今後の利用希望率も低い状況にあります。

一方、自由回答や障がいのある方へのヒアリング調査では、就労を希望しても、就労に関する情報や働ける場所がないとの意見がみられます。

必要と思われる具体的な就労支援は、職場の障がいへの理解や体調に合わせた出勤体制の考慮、通勤手段の確保など、様々な内容が求められています。

障がいのある方が自立した生活を送るためには、障がいへの理解を推進するとともに、それぞれの意欲や能力に応じて就労先の確保、就労環境の整備、柔軟な勤務体制の整備が必要です。

また、一般就労が困難な人に対し、就労する機会を提供するとともに、その就労に必要な知識や能力の習得に向けた支援も求められています。

(6) 福祉人材の確保

少子高齢化が進展し、障害福祉サービスに対する需要が依然と高い社会状況により、福祉サービスを支える事業所では、サービスを提供する人材不足がますます課題となっていくことが予測できます。障がいのある方に引き続き安定したサービスを提供するには、福祉人材の確保が求められています。

障がい福祉従事者の人材確保・育成や処遇改善を進めていくとともに、障がい種別ごとの特性や重度化・高齢化に対応した専門性を持った人材の確保に努める必要があります。

福祉人材の確保は福祉サービスには不可欠なことから、本市においても多様な取組みが求められます。

第5章 第6期計画等の基本目標と見込量

1 基本目標設定の考え方

障がいのある方もない方もともに支えあい、安心して自分らしい生活を送ることができる地域づくりを進めるうえで、障がいのある方の自立支援の観点から、各種課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする、障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）において、必要な障害福祉サービスの提供体制の確保にかかる目標として、下記のとおり成果目標を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

令和2年3月31日時点の施設入所者数は、198人となっています。

目標年度の地域生活移行者数は、約6%にあたる12人とします。また、施設入所者の減少見込数は、約1.6%にあたる4人とし、目標年度の施設入所者数は194人とします。

【施設入所者の地域生活への移行】

項目	数値	備考
令和元年度の入所者数	198人	令和2年3月31日現在
【令和5年度の目標値】 地域生活移行者数	12人	国：令和元年度末施設入所者の6%以上
【令和5年度の目標値】 施設入所者減少者数	4人	国：令和元年度末の1.6%以上削減

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築に係る目標

精神障がいのある方が、地域の一員として自分らしく安心して暮らすことができるよう、引き続き北海道と連携し、保健、医療、福祉関係者による協議を行い、支援体制を強化します。

項目	目標値
保健、医療、福祉関係者による協議の場	年2回

(3) 地域生活支援拠点*等が有する機能の充実

令和5年までに広域で地域生活支援拠点*等を1か所整備し、その機能の充実のため、年複数回協議会で運用状況の検証を検討します。

項目	目標値	備考
地域生活支援拠点*等の整備	1か所	令和5年までに広域で整備予定
地域生活支援拠点*等の運用状況の検証、検討	年複数回の実施	

(4) 福祉施設から一般就労への移行目標

①一般就労への移行者

令和元年度に福祉施設を退所し一般就労した実績は、9人となっています。目標年度の人数は、令和元年度実績の1.27倍以上にあたる12人を目標値として設定します。

令和元年度に就労移行支援事業所から一般就労へ移行した実績は6人となっております。目標年度の人数は、令和元年度実績の1.30倍以上にあたる8人を目標値として設定します。

令和元年度に就労継続支援A型事業所から一般就労へ移行した実績は3人となっております。目標年度の人数は、令和元年度実績の1.26倍以上にあたる5人を目標値として設定します。

令和元年度に就労継続支援B型事業所から一般就労へ移行した実績は0人となっております。目標年度の人数は、令和元年度実績以上にあたる2人を目標値として設定します。

【一般就労移行者数】

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	9人	令和2年3月31日現在
【令和5年度の目標値】 年間一般就労移行者数	12人	国：令和元年度の1.27倍以上

【就労移行支援事業所の一般就労への移行】（新規）

項 目	数 値	備 考
令和元年度の就労移行支援利用者の一般就労移行者	6人	令和2年3月31日現在
【令和5年度の目標値】 年間一般就労移行者数	8人	国：令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上

【就労継続支援A型事業所の一般就労への移行】（新規）

項 目	数 値	備 考
令和元年度の就労継続支援A型利用者の一般就労移行者	3人	令和2年3月31日現在
【令和5年度の目標値】 年間一般就労移行者数	5人	国：令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上

【就労継続支援B型事業所の一般就労への移行】（新規）

項 目	数 値	備 考
令和元年度の就労継続支援B型利用者の一般就労移行者	0人	令和2年3月31日現在
【令和5年度の目標値】 年間一般就労移行者数	2人	国：令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上

②就労定着支援事業利用者

令和元年度に就労定着支援事業所利用の実績は2人となっております。目標年度の人数は、令和5年度の一般就労移行者数12人の7割以上にあたる9人を目標値として設定します。

<就労定着支援事業利用者>（新規）

項 目	数 値	備 考
令和5年度の一般就労移行者数	12人	令和5年度の目標値
目標年度（令和5年度）の 就労定着支援事業利用者	9人	国：一般就労移行者のうち、7割以上の利用

(5) 障がい児支援の提供体制の整備目標

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保を目指します。また、北海道と連携し、児童発達支援センターの設置、医療的ケア*児支援の協議の場の設置に向けて、体制整備に努めます。

【重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保】

項目	令和3年度（見込）	令和4年度（見込）	令和5年度（見込）
児童発達支援事業所	1 か所	1 か所	1 か所
放課後等デイサービス	1 か所	1 か所	1 か所

(6) 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制を充実・強化するため、専門的な相談支援を行う基幹相談支援センター*を整備し、委託相談の実施や相談窓口の充実を通して、重層的な相談支援体制の実現を目指します。

【総合的・専門的な相談支援】

項目	数値
基幹相談支援センター*	1 か所
相談窓口の設置	2 か所

【地域の相談支援体制の強化】

項目	見込数
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年 12 回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年 2 回
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	年 2 回

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が必要とする障害福祉サービス等の提供を行うように、令和5年度までに、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有等をめぐる北海道での議論を注視し、必要に応じて検討することになります。

【障害福祉サービス等に係る各種研修の活用】

項目	見込数
北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	3人

2 障害福祉サービスの見込量

障がいのある方が、いつまでも地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き障害福祉サービスの確保を図ります。また、アンケート調査などで利用希望が多いサービスについては、新規事業所の参入等により充実を図ります。

(1) 訪問系サービス

サービス種別		単位	令和3年度(見込)	令和4年度(見込)	令和5年度(見込)
訪問系サービス		時間/月	4,077 時間	4,201 時間	4,329 時間
		利用者数	162 人	154 人	148 人
内 訳	居宅介護	時間/月	1,673 時間	1,730 時間	1,789 時間
		利用者数	127 人	123 人	120 人
	重度訪問介護・ 重度障害者等包括支援	時間/月	1,902 時間	2,119 時間	2,361 時間
		利用者数	9 人	11 人	12 人
	同行援護	時間/月	600 時間	600 時間	600 時間
		利用者数	35 人	35 人	35 人
	行動援護	時間/月	30 時間	30 時間	30 時間
		利用者数	8 人	8 人	8 人

○見込量確保のための方策

訪問系サービスは地域生活を推進する上で必要不可欠なサービスであることから、障がいのある方が地域で安心して暮らせる社会を形成し、施設入所者等の地域生活への移行を進めるにあたって、それぞれの生活環境やライフスタイル※に応じたサービスが利用できるよう、質の向上を推進するとともに、障がいの程度や種別に応じて、適切なサービスが利用できるよう努めます。

特に、重度の障がいのある方や、精神に障がいのある方の需要の増加への対応に留意しつつ、引き続きサービスの充実と確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別		単位	令和3年度(見込)	令和4年度(見込)	令和5年度(見込)
1	療養介護	利用者数	16人	16人	16人
2	生活介護	利用者数	317人	318人	319人
		人日/月	6,711人日	6,712人日	6,713人日
3	自立訓練(機能訓練)	利用者数	0人	0人	1人
		人日/月	0人日	0人日	20人日
4	自立訓練(生活訓練)	利用者数	0人	0人	1人
		人日/月	0人日	0人日	20人日
5	自立訓練(宿泊型)	利用者数	0人	0人	1人
		人日/月	0人日	0人日	30人日
6	就労移行支援	利用者数	17人	18人	20人
		人日/月	313人日	326人日	339人日
7	就労継続支援(A型)	利用者数	100人	105人	109人
		人日/月	2,135人日	2,332人日	2,548人日
8	就労継続支援(B型)	利用者数	412人	436人	462人
		人日/月	8,079人日	8,738人日	9,452人日
9	就労定着支援	利用者数	3人	4人	6人
10	短期入所(福祉型)	利用者数	10人	10人	10人
		人日/月	89人日	65人日	47人日
11	短期入所(医療型)	利用者数	2人	2人	2人
		人日/月	2人日	2人日	2人日

○見込量確保のための方策

日中活動系サービスは、自立や日常生活のための訓練を提供するサービスです。希望する全ての方が地域で自立した生活ができる社会の実現に向けて、それぞれの障がいの程度や生活環境、能力に応じたサービスが利用できるよう、多様性と質の向上を図り、希望するサービスを必要な時に利用できる提供体制の確保に努めます。

就労継続支援(A型)と就労継続支援(B型)については、障がいのある方の経済的自立を推進するため、事業所の提供体制の整備を進めます。

(3) 居住系サービス

サービス種別		単位	令和3年度（見込）	令和4年度（見込）	令和5年度（見込）
1	自立生活援助	利用者数	0人	0人	1人
2	共同生活援助 （グループホーム）	利用者数	231人	239人	248人
3	施設入所支援	利用者数	192人	187人	182人

○見込量確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行を促進するにあたって、居住の場を確保し、支援の必要な方へ不足なく提供することは重要な課題であり、居住の場の選択肢の一つとして、安全で安心して暮らすことができる「共同生活援助（グループホーム）」の果たす役割は、ますます大きくなっています。希望する全ての方が地域で安心して暮らすために「共同生活援助（グループホーム）」の積極的な活用と、それに対応できる見込量の確保に努めるとともに、施設入所支援を希望する方についても、それに対応できる見込量の確保に努めます。

また、障がいのある方と地域との連携を促進するために、重度の障がいのある方に対して常時の支援体制を確保している「日中サービス支援型共同生活援助事業所」の整備を進めます。

(4) 相談支援

サービス種別		単位	令和3年度（見込）	令和4年度（見込）	令和5年度（見込）
1	計画相談支援	利用者数/年	1,196人	1,243人	1,292人
		利用者数/月	99人	103人	107人
2	地域移行支援	利用者数	2人	2人	2人
3	地域定着支援	利用者数	18人	18人	19人

○見込量確保のための方策

全ての障害福祉サービスの利用者に対してサービス等利用計画の作成が必要です。個々の実情に適した利用計画の作成と継続的なモニタリングを実施できる計画相談支援事業者の確保と相談支援専門員の育成に努めます。

社会的入院*患者も含めた施設入所者の地域生活への移行を促進するにあたって、入所施設や精神科病院への訪問による相談や、地域移行後の日中活動において必要な障害福祉サービスの事業所等への同行、グループホームなどの住居を確保するための支援体制の整備を図るとともに、地域生活に移行した方が安全で安心した暮らしができるよう、地域移行支援や地域定着支援を実施する事業者の確保・育成に努めます。

3 障害児通所支援の見込量

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、早期に必要な療育を受けられるように必要な支給量を見込みます。

(1) 障害児通所支援

サービス種別		単位	令和3年度(見込)	令和4年度(見込)	令和5年度(見込)
1	児童発達支援	利用者数	132人	120人	108人
		人日/月	971人日/月	1,007人日/月	1,045人日/月
2	医療型児童発達支援	利用者数	0人	0人	1人
		人日/月	0人日/月	0人日/月	4人日/月
3	放課後等デイサービス	利用者数	238人	265人	294人
		人日/月	2,995人日/月	3,461人日/月	4,000人日/月
4	保育所等訪問支援	利用者数	0人	0人	1人
		人日/月	0人日/月	0人日/月	4人日/月
5	居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0人	0人	1人
		人日/月	0人日/月	0人日/月	4人日/月

○見込量確保のための方策

各種サービスの確保を図るとともに、利用の促進に努めます。また、利用料の無料化、通所費用の助成を継続し、利用者の負担の軽減を図ります。

(2) 障害児相談支援

サービス種別		単位	令和3年度(見込)	令和4年度(見込)	令和5年度(見込)
1	障害児相談支援	利用者数/年	420人	440人	460人
		利用者数/月	210人	220人	230人

○見込量確保のための方策

全ての障害児通所支援の利用者に対して障害児支援利用計画の作成が必要です。個々の実情に適した利用計画の作成と継続的なモニタリングを実施できる障害児相談支援事業者の確保と相談支援専門員の育成に努めます。

4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、地域で生活する障がいのある方の実情やニーズを踏まえて、サービスの内容や実施する事業を決めて提供するサービスです。

地域生活への移行を推進していく中で需要が高まっていくことが予想されることから、地域の実情とニーズの把握に努め、必要とされるサービスを確保します。

(1) 地域生活支援事業

サービス種別	単位	令和3年度(見込)	令和4年度(見込)	令和5年度(見込)
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
2 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
3 相談支援事業				
① 障害者相談支援事業	設置数	2か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター*	実施の有無	無	有	有
② 市町村相談支援事業 機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	有
4 成年後見制度*利用支援事業	利用者数	2人	2人	2人
5 成年後見制度*法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
6 意思疎通支援事業				
① 手話通訳者*・要約筆記*者 派遣事業	利用者数	16人	18人	20人
② 手話通訳者*設置事業	設置人数	2人	2人	2人
7 日常生活用具給付事業				
① 介護・訓練支援用具	件数	10件	10件	10件
② 自立生活支援用具	件数	40件	40件	40件
③ 在宅療養等支援用具	件数	20件	20件	20件
④ 情報・意思疎通支援用具	件数	30件	30件	30件
⑤ 排泄管理支援用具	件数	3,200件	3,200件	3,200件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件数	6件	6件	6件
8 手話奉仕員*養成研修事業	派遣登録者数	18人	18人	18人
9 移動支援事業	利用者数	91人	91人	92人
	時間/年	5,319時間	5,240時間	5,162時間
10 地域活動支援センター*	設置数	1か所	1か所	1か所
	利用者数	5人	10人	15人
11 日中一時支援事業	設置数	16か所	17か所	19か所
	利用者数	123人	125人	128人

○見込量確保のための方策

実施している既存のサービスについては、今後も継続実施していくこととし、ニーズや利用状況に応じた見込量を確保します。

基幹相談支援センター*の設置については、近隣市町と継続協議をしていきます。

また、視覚障がいのある方に対する事業の充実や地域活動支援センター*の開始に向けて、事業所との協議を進めていきます。